

河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月14日

河合町長 岡井 康德

河合町条例第4号

河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年3月河合町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
-----------------	---------

平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号